平成２９年（フ）第１０６４号
埼玉県和光市下新倉４丁目10番83号
破産者　猪越　祥美
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８６号
埼玉県川口市芝４丁目11番26号　２号室
破産者　田中　大介
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０５号
横浜市神奈川区高島台９番地８　シュウメゾン高島台304号
破産者　高井　紀夫
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５１号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目８番地14　金子ビル203号
破産者　宜保　幸生
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０２号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番４―703号
破産者　杉山　和子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７号
福井県鯖江市長泉寺町２丁目２番11号、旧住所福井県鯖江市定次町101番地　コーポハーモニー．101
破産者　田邉　和幸
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
福井県越前市国高２丁目第44号２番地の11
破産者　渡辺　孝雄
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３９号
愛知県あま市下萱津平島40番地１
破産者　髙瀬千津香
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９５号
名古屋市瑞穂区釜塚町２丁目49番地　Ｆ―16マンション107号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘102号
破産者　尾﨑　　薫
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３８号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　明正大高寮225号、従前の住所名古屋市中村区大宮町２丁目31番地　明正名駅南寮302号
破産者　亀井　啓二
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９３号
名古屋市名東区社が丘２丁目1505番地　いずみコーポ206号、従前の住所名古屋市名東区藤が丘164番地　ＵＲ藤ケ丘団地２棟507号
破産者　山内　重人
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３００４号
大阪市天王寺区生玉前町５番20号　カランテ夕陽ヶ丘901号
破産者　毛利圭こと　曹　　圭植
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１号
大阪市旭区新森７丁目７番３号　エヌワン新森201
破産者　加藤　秀光
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０２号
兵庫県三木市志染町東自由が丘１丁目487番地　グループホームエルデⅡ、従前の住所兵庫県姫路市広畑区蒲田370番地１　アメニティホーム広畑学園
破産者　奥川　恭平
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
兵庫県姫路市網干区新在家334―15、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区余子浜２番地
破産者　古西　友代
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４０４号
兵庫県姫路市西今宿２丁目５番20号アドニス307号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町馬場249番地３
破産者　白井　万久
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４１号
島根県出雲市湖陵町大池659番地１
破産者　福間千恵子
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第５６号
島根県出雲市湖陵町大池1935番地３
破産者　グレアこと　小原　　真
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部